令和８年度

対馬市人事行政の運営等の状況

令和８年１０月

Ⅰ　職員の任免及び職員数に関する状況報告書

1　職員の採用の状況（令和７年度）

（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	1	2	13		16
事務職	1		12		13
技術職			1		1
学芸員					0
保育教諭		2			2
医療職		2			2
栄養士					0
保健師・看護師		2			2
海事職			1		1
消防職			4		4
教育職					0
合計	1	4	18	0	23

2　再任用職員の採用の状況（令和７年度）

区分	試験の種類		選考	合計
	上級試験	初級試験		
一般行政職			15	15
事務職			11	11
技術職			4	4
保育士				0
医療職			2	2
栄養士				0
保健師・看護師			2	2
海事職				0
消防職			1	1
教育職				0
技能労務職				0
合計	0	0	18	18

備考　地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。

３　任期付職員の採用の状況（令和７年度）

区　　分	選　考	合　計
一般行政職		
事務職		
技術職		
学芸員		
医療職		
栄養士		
保健師・看護師		
海事職		
消防職		
教育職		
技能労務職		
合計	0	0

備考　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項の規定に基づき、任命権者が採用した任期付職員数の状況である。

４　退職の状況（令和７年度）

区　　分	定年退職	勧奨退職	その他						合　計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職			14						14
医療職			1						1
消防職			5						5
海事職			1						1
教育職			6						6
技能労務職									0
合計	0	0	27	0	0	0	0	0	27

備考　表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

（１）　定年退職　地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職

（２）　勧奨退職　任命権者が行う退職勧奨に応じた退職

（３）　普通退職　自己都合による退職

（４）　分限免職　地方公務員法第28条第1項の規定による免職

（５）　懲戒免職　地方公務員法第第29条の規定による免職

（６）　失　　職　地方公務員法第28条第4項の規定による失職

5　職員数の状況

①　部門別職員数の状況と主な増減理由

区分 / 部門		職員数			対前年度増減数			８年度分の主な増減理由
		６年度	７年度	８年度	６年度	７年度	８年度	
一般行政	議会	5	5	5	0	0	0	
	総務	99	97	98	△ 2	△ 2	1	内閣府派遣
	税務	21	21	21	△ 1	0	0	
	民生	67	68	64	△ 2	1	△ 4	配置調整
	衛生	57	53	52	△ 4	△ 4	△ 1	欠員不補充
	農林水産	35	34	33	0	△ 1	△ 1	配置調整
	商工	17	16	16	△ 1	△ 1	0	
	土木	25	26	26	0	1	0	
	小計	326	320	315	△ 10	△ 6	△ 5	
特別行政	教育	58	57	59	0	△ 1	2	配置調整
	消防	90	89	89	0	△ 1	0	
	小計	148	146	148	0	△ 2	2	
公営企業等	診療所							
	水道	14	13	14	0	△ 1	1	欠員補充
	交通	2	2	1	0	0	△ 1	欠員不補充
	下水道							
	その他	18	18	19	△ 1	0	1	配置調整
	小計	34	33	34	△ 1	△ 1	1	
合計		508	499	497	△ 11	△ 9	△ 2	

②　年齢別職員構成の状況（令和８年４月１日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 16	人 36	人 46	人 39	人 32	人 38	人 38	人 53	人 77	人 63	人 34	人 25	人 497

Ⅱ　職員の給与の状況

1　人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（７年度末）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	（参考）６年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
7	26,087	34,006,070	306,675	5,185,212	15.2	14.8

2　職員給与費の状況（普通会計予算）

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
8	497	1,981,329	440,994	831,740	3,254,063	6,547

（注）　1　職員手当には退職手当を含まない。
　　2　給与費は当初予算に計上された額である。

3　ラスパイレス指数の状況（各年４月１日）

区　分	５年度	６年度	７年度
対　馬　市	98.1	98.5	99.3
全国市平均	98.6	98.6	98.7
類似団体	97.3	97.3	97.5

（注）１　ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を１００とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
　　２　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4　職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和８年４月１日現在）

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	歳 43.5	円 347,289	円 405,304
医療職（１）	歳 44.7	円 342,983	円 389,793
医療職（２）	歳 44.8	円 345,150	円 387,462
教育職	歳 45.2	円 379,829	円 475,750
海事職	歳 45.0	円 303,500	円 315,400

(注)1　「平均給料月額」とは、８年４月１日現在における各職種ごとの職員基本給の平均である。
　　2　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。

５　職員の初任給の状況（令和８年４月１日現在）

区分		対馬市	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	232,000 円	232,000 円
	高校卒	200,300 円	200,300 円
医療職（１）	大学卒	239,800 円	239,800 円
	短大卒	220,700 円	220,700 円
医療職（２）	大学卒	269,100 円	269,100 円
	短大卒	263,400 円	263,400 円
教育職	大学卒	260,600 円	― 円
	短大卒	234,700 円	― 円
海事職	高校卒	221,200 円	221,200 円
	中校卒	― 円	― 円

６　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和８年４月１日現在）

区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	300,900 円	344,600 円	391,300 円
	高校卒	270,200 円	292,800 円	318,800 円

７　一般行政職の等級別職員数の状況（令和８年４月１日現在）

職務の級	基準となる職務		職員数	構成比
１級	主事級	定型的な業務を行う職務	人 31	% 11.5
２級		高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 29	% 10.8
３級	係長級	係長及び主任の職務	人 34	% 12.6
４級	課長補佐級	1　課長補佐の職務 2　副参事の職務	人 41	% 15.2
５級	課長級 次長級	1　室長、出張所長及び主幹(以下「主幹等」という。)の職務 2　参事の職務	人 79	% 29.4
６級		1　理事の職務 2　次長の職務 3　課長、所長、館長、事務局長、署長、副署長及び支署長の職務 4　特に困難な業務を所掌する主幹等の職務	人 42	% 15.6
７級	部長級	1　部長、政策監、会計管理者、教育部長、局長及び消防長の職務 2　重要な業務を所掌する理事の職務	人 13	% 4.8

（注）　1　対馬市の給与条例に基づく給料表の等級別基準職務表による職員数である。
　　2　基準となる職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

８　昇給期間短縮の状況

区　　分		全 職 種
７年度	職　員　数　A	人 499
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数　B	人 0
	比　率　B／A	% 0.0
６年度	職　員　数　A	人 508
	普通昇給期間（12～24月）を短縮して昇給した職員数　B	人 0
	比　率　B／A	% 0.0

９　職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当

対　馬　市	国
1人当たり平均支給額（７年度）　1,623　千円	ー
（７年度支給割合） 期 末 手 当　勤 勉 手 当 2.525　月分　2.125　月分 （ 1.425 ）月分（ 1.025 ）月分	（７年度支給割合） 期 末 手 当　勤 勉 手 当 2.525　月分　2.125　月分 （ 1.425 ）月分（ 1.025 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5%～20% ・管理職加算　10%～25%

（注）　（　　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

②　退職手当

対馬市			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		
（退職時特別昇給　なし　）			（退職時特別昇給　なし　）		
1人当たり平均支給額　22,229千円					

（注）　退職手当の1人当たりの平均支給額は、前年度に勧奨・定年退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

③　特殊勤務手当

支給実績（７年度決算）	6,672　千円
支給職員１人当たり平均支給年額（７年度決算）	60,112　　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（７年度）	22.2　　％
手当の種類（手当数）	１１種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	徴税吏員	市税等の徴収、滞納処分	１日　500円
感染症等防疫作業手当	業務に従事した職員	感染症患者等の救護、消毒又は伝染病菌を有する家畜の防疫作業	１日　3,000円
犬猫等死体処理作業手当	業務に従事した職員	犬猫等の死体処理業務	１件　500円
行旅病人・死亡人取扱作業手当	業務に従事した職員	行旅死亡人、漂流死体及び身寄りのない者等の死亡の処理	１日　6,000円
廃棄物処理業務手当	業務に従事した職員	廃棄物処理業務	月　5,000円
消防業務手当	消防士	夜間勤務	１夜　400円
火災等出動手当	消防士	水火災、その他の災害又は警戒業務	１回　300円
救急出動手当	消防士	救急出動業務	１回　200円
		救急救命士の資格を持つ職員の救急出動業務	１回　500円
感染症搬送手当	業務に従事した職員	感染症患者又は感染症の疑いのある患者の搬送	１回　300円
社会福祉業務手当	福祉事務所に勤務する現業業務職員及び査察指導業務に従事する職員	査察指導業務	月　5,000円
緊急消防援助隊手当	消防士	重大な災害が発生した箇所等で災害警備等に従事	１日　840円
		災害救助法が適用された区域での災害警備等に従事	１日　1,080円
		立入禁止等が命ぜられた区域での災害警備等に従事	１日　2,160円

④　時間外勤務手当

支給実績（７年度決算）	176,677 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（７年度決算）	436,238　　円

⑤　その他の手当

手　当　名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（７年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（７年度決算）
扶養手当	子	13,000円	同じ	－	69,097千円	270,968円
	その他の扶養親族	6,500円				
	加算（特定扶養）	5,000円				
	（満１６歳の年度初めから満２２歳までの年度末までの子に加算）					
住居手当	借家・借間住居者 家賃27,000円以下の場合 家賃月額－16,000円		同じ	－	36,780千円	259,012円
	家賃27,000円を超える場合 （家賃月額－27,000円）×1/2＋11,000円 （最高28,000円）					
通勤手当	交通機関利用者 運賃相当額		異なる	使用距離区分が相違	44,707千円	115,224円
	交通用具利用者 片道２㎞以上～８５キロ㎞以上 1,200円～48,000円					
管理職手当	支給額 部長級　55,000円 理事　49,000円 次長級　45,000円 課長等　41,000円 主幹　37,000円		異なる	役職に応じた支給額が相違	44,124千円	519,106円
休日勤務手当	支給額 勤務１時間あたりの給与額×135/100×時間外勤務時間数		異なる	勤務１時間あたりの給与額の算出方法が相違	24,941千円	156,861円
夜間勤務手当	支給額 勤務１時間あたりの給与額×25/100×勤務時間数		異なる		4,009千円	53,455円
特地勤務手当	教育委員会の指導主事 （給料＋扶養手当）×25/100		同じ	－	8,423千円	1,203,330円
準特地勤務手当	教育委員会の指導主事に対して着任後6年以内の期間支給 （給料＋扶養手当）×4/100 （6年目は2/100）		同じ			
教員特別手当	教育委員会の指導主事 月額8,000円を超えない範囲		－	－	575千円	82,157円
宿日直手当	職員が勤務した場合1回4,700円を支給		異なる	特別宿日直勤務に対する支給なし	0千円	0千円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した管理職に支給 支給額1回につき8,000円以内 6時間を超える場合、役職に応じ3,000円～4,000円の加算あり		同じ	－	1,037千円	38,407円
単身赴任手当	支給額　30,000円 職員の住居と配偶者の住居間の距離が100㎞以上の場合、距離により8,000円～70,000円の加算あり		同じ	－	3,888千円	388,800円

１０　特別職の報酬等の状況（令和８年４月１日現在）

区　分		給　料　月　額　等	
給料			（参考）類似団体における最高／最低額（R7.4.1）
	市　長	800,000 円	985,000 円 ／ 391,500 円
	副市長	652,000 円	790,000 円 ／ 420,000 円
報酬	議　長	400,000 円	545,000 円 ／ 230,000 円
	副議長	340,000 円	475,000 円 ／ 200,000 円
	議　員	320,000 円	442,000 円 ／ 180,000 円
期末手当	市　長 副市長	（７年度支給割合） 3.50 月分	
	議　長 副議長 議　員	（７年度支給割合） 3.50 月分	
退職手当		（算定方式）	（支給時期）
	市　長	給料月額×在職年数×600/100	任期毎
	副市長	給料月額×在職年数×360/100	任期毎

Ⅲ　職員の勤務時間その他勤務条件の状況

１　勤務時間の状況（令和８年４月１日現在）

１週間の勤務時間	勤務時間の割振り				
	始業	終業	休憩時間	休息時間	週休日
３８時間４５分	8:45	17:30	12:00～13:00	―	土曜日及び日曜日

２　休暇の種類

区分		付与日数	備考
年次有給休暇		20	心身の疲労を回復させ、労働力の維持培養を図ることを目的とした休暇
病気休暇		90	負傷又は疾病のために勤務に服することができない職員に対し、その治療に専念させる目的で設けられた休暇
特別休暇	公民権行使	必要と認められる期間	選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために設けられた休暇
	官公署への出頭	必要と認められる期間	職員が裁判員、承、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合に認められる休暇
	骨髄等の提供	必要と認められる期間	職員がドナーとなることを希望する場合において、その登録の申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため設けられた休暇
	ボランティア	５日の範囲内	被災者又は障害者、高齢者等に対するボランティア活動に参加する場合に認められる休暇
	結婚	５日の範囲内	結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき与えられる休暇
	出産サポート	５日の範囲内	不妊治療に係る通院等のために勤務をしないことが認められる場合に認められる休暇（※体外受精その他市長が認める不妊治療は10日以内）
	産前	８週間	母性を保護するために与えられる休暇
	産後	８週間	同　上
	育児	１日２回各３０分以内	生後１年に達しない子を育てる職員が育児の時間を請求した場合に認められる休暇
	出産補助	２日の範囲内	職員の配偶者の出産に伴い、配偶者の世話、介護等のために勤務に服することができない場合に認められる休暇
	育児参加	５日の範囲内	配偶者が出産する場合で、子の養育をする必要がある場合に認められる休暇

区　　分		付与日数	備　　考
特別休暇	子の看護等	５日の範囲内	中学校就学の終期までの子又は障害者で満１８歳までの子を養育する職員が負傷又は病気の子の看護を行うため、または子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖のため、休暇を請求した場合に認められる休暇（※就学の終期までの子が2人以上の場合は10日以内）
	短期介護	５日の範囲内	職員の配偶者、父母、子等が、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるものの介護を行うために休暇を請求した場合に与えられる休暇
	忌引	１０日～１日	職員の親族の死亡に伴い、必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認めるとき与えられる休暇
	祭日	１日の範囲内	父母の祭日に法要を営む等特別の行事のために勤務することができない場合に限り認められる休暇
	夏季	原則として連続する５日	職員が夏季における心身の健康維持及び増進又は家庭生活の充実のために請求した場合に与えられる休暇
	住居滅失・損壊	７日の範囲内	職員の現住居が、地震、水害等の災害により滅失し、又は損壊し、復旧等のため必要な場合に限り認められる休暇
	災害交通遮断	必要と認められる期間	地震、水害、火災その他の災害により交通が遮断され、出勤が不可能の状態に陥っている場合で必要と認められる場合に認められる休暇
	退勤途上危機回避	必要と認められる期間	天災その他の非常災害時において、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ない場合に認められる休暇
	公益団体	必要と認められる期間	国、地方公共団体の機関又は公共的団体等から依頼を受けて、旅行又は会議へ出席する場合に認められる休暇
	体育行事	必要と認められる期間	国又は県等が主催する体育行事に参加するため勤務に服することができない場合に認められる休暇
	生理	必要と認められる期間	生理日において勤務することが著しく困難な女子職員が休暇を請求した場合に認められる休暇
介護休暇		連続する６月の期間内	職員の配偶者、父母、子等が、負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営む支障があるものの介護を要するために勤務に服することができない場合に認められる休暇
組合休暇		３０日の範囲内	職員が任命権者の承認を得て登録された団体の業務又は活動に従事する期間に限り認められる休暇

Ⅳ　職員の分限処分及び懲戒処分の状況

1　分限処分の状況（令和７年度）　（単位：件）

処　分　事　由	地方公務員法	降　任	免　職	休　職	合　計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号				0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号 第2項第1号			1	1
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号				0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号				0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号				0
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
合　計		0	0	1	1

2　懲戒処分の状況（令和７年度）　（単位：件）

処　分　事　由	地方公務員法	戒　告	減　給	停　職	免　職	合　計
法令に違反した場合	29条第1項第1号		2			2
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	29条第1項第2号					0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	29条第1項第3号					0
合　計		0	2	0	0	2

備考　1　職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分された場合は、その数を重複して計上している。
　　2　2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

Ⅴ　職員の服務の状況報告書

営利企業等の従事許可の状況（令和７年度）

区　分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	61	61

Ⅵ　職員の研修及び勤務成績の評定の状況報告書

１　研修の状況（令和７年度）

研修の名称	対象者	実施回数	受講者数
新規採用職員研修	新規採用職員	2回	14人
主事級研修	主事	1回	10人
次世代リーダー研修	主任級職員	1回	2人
中都市職員合同研修	主任級職員	1回	3人
係長研修	係長	2回	3人
課長補佐研修	課長補佐	1回	18人
課長研修	課長級	2回	10人
土木初級研修	土木職員	1回	2人
採用担当者研修	管理職	1回	1人
女性リーダー育成研修	課長補佐 及び係長	1回	1人
人事評価研修	評価者及び 被評価者	2回	429人
働きやすい職場環境の作り方研修	管理職	1回	1人
ハラスメント防止研修	全職員	1回	52人
コンプライアンス研修	全職員	6回	404人
育児休業制度研修（ニーズ研修）	管理職及び 35歳以下の職員	1回	91人
カスタマーハラスメント研修	管理職	1回	6人

２　勤務成績の評定の状況（令和７年度）

評　定　の　方　法	評　定　者	評定結果の活用

Ⅶ　職員の福祉及び利益の保護の状況報告書

１　厚生制度の状況（令和７年度）

区　　分	内　　容	実　施　状　況
職員の保健に関すること	定期健康診断の実施 人間ドック受診	定期健康診断　　４０９名 人間ドック　　２５９名
その他厚生に関すること		

２　公務災害補償の状況

①　公務災害（令和７年度）

前年度末未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	未処理件数
		公務上	公務外		
0	3	3	0	0	0

②　通勤災害（令和７年度）

前年度末未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	未処理件数
		公務上	公務外		

Ⅷ　勤務条件に関する措置要求等状況報告書

1　勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての係属状況

区分		７年度末の係属件数	７年度中の要求及び申立件数	７年度中の終結件数	７年度中の繰越件数
措置要求	給与				
	休暇				
	その他				
	計				
不服申立	懲戒処分				
	分限処分				
	その他				
	計				
合計					

2　勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての処理状況

区分		７年度中の終結件数	左の内訳				
			却下	取下げ	判定		
					全部容認処分取消	一部容認処分修正	全部容認処分承認
措置要求	給与						
	休暇						
	その他						
	計						
不服申立て	懲戒処分						
	分限処分						
	その他						
	計						
合計							